

<p>でございますが、現在、その方法につきましてはまだ検討をしておりませんけれども、出入国在留管理庁としましては、申請者数も踏まえまして、引き続き、日本語教育機関や留学生の置かれた状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>○稻富委員 ありがとうございます。ぜひ、柔軟にといふことでございますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、日本語教育機関に対するさまざまな通知についてお伺いします。</p> <p>今日本の日本語教育機関は、どこの省庁が責任を持つてといふところが非常にはつきりしないまま、というところがございます。例えば学校に対してのさまざまな通知、例えば、今手元にありますけれども、外出自粛に対するものや、あるいは臨時休業、あるいはイベントの中止、延期、あるいは卒業証書に関するもの、そういったさまざまなもの、文部科学省から、あるいは県からの通知が各学校に対しては来ている。しかし、日本語教育機関に対しては、特に株式会社の日本語教育機関にはこういったものが来ていない。法務省としては、在留資格に関するさまざまなもの、先ほど御答弁いただいたようなことについてはしっかりとお知らせいただいている。ただ、学校としての機能に関するものが非常に少なくて、やはり現場では不安を抱えているという声がございます。</p> <p>次に、冒頭申し上げましたように上陸拒否の対象国が今七十三カ国にまでなって、去年の三月、四月の留学生、比べると、例えばアジアだけでも九割近くが上陸拒否の対象国に今なつております。したがつて、日本語教育機関はもうことしは生徒が来ないんじゃないかということを非常に心配をしている。ことしは生徒が来ないとすると、来年の今ごろゼロ人の生徒を迎えるんじやないかといふふうに思つてはいるということと、いかに心配を非常に受けているということとで、こういつた中でどうやって経営として対応するのかということ、経産省の方に来ていただきまして、御対応についてお伺いします。</p> <p>○鎌田政府参考人 お答えいたします。</p>	<p>イルス感染症への対応に係るQアンドAというのを作成して、これは質問の内容に応じて順次改定をおります。改定した都度、これはもちろん法務省のホームページに掲載するとともに、引き続き、日本語教育機関や留学生が必要とする情報の提供について、引き続き適切に提供できるよう努めています。</p> <p>○稻富委員 ありがとうございます。ぜひ、柔軟にといふふうに思つてはいるところでございます。</p> <p>今のは、在留資格に関することは、今おつしやるところがござります。おつしやるところがござります。つまり法務省は御対応いただいているんですから、既存借入れや民間金融機関からの信用保証つき既往借入れにつきまして、それぞれ実質無利子無担保の融資への借りかえを可能とすることなどを内容とする資金繰り支援策を取りまとめたところがございます。</p> <p>これらの施策によりまして、引き続き事業者の資金繰りをしっかりと支援していくかと思います。ただ、これは、まさに、既存借入れにつきまして、それぞれ実質無利子無担保の融資への借りかえを可能とすることなどを内容とする資金繰り支援策を取りまとめたところがございます。</p> <p>最後、大臣に伺います。</p> <p>法務省告示の日本語教育機関は、令和元年末で七十四機関ある。設置形態はさまざまですけれども、株式会社、有限会社はその約半数になります。したがつて、日本語教育機関はもうことしは生徒が来ないんじゃないかなということを非常に心配をしている。ことしは生徒が来ないとすると、来年の今ごろゼロ人の生徒を迎えるんじやないかといふふうに思つてはいるということと、いかに心配を非常に受けているということとで、こういつた中でどうやって経営として対応するかということ、経産省の方に来ていただきまして、御対応についてお伺いします。</p> <p>○鎌田政府参考人 お答えいたしました。</p>
<p>○松島委員長 次に、藤野保史さん。</p> <p>○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。</p> <p>私は、先日出されました緊急事態宣言にかかるて、まずお聞きしたいと思います。</p> <p>今、新型コロナウイルスの感染拡大防止等、あるいは治療などのために日夜奮闘されている多くの関係者の皆様に心からの敬意を表したいと思います。</p> <p>他方、政府や与党の一部からは、この新型コロナウイルス感染拡大という状況を、改憲、憲法を変えるという議論に結びつけようという動きがあります。いろいろな発言がありますけれども、中でも、何といっても、先日、安倍総理自身が、六月の衆議院議運委員会、参議院議運委員会で、かなり、最も強い発言をされていますと私は思います。</p> <p>衆議院では、自民党が示した、これは改憲草案のことですけれども、自民党が示した四項目の中にも緊急事態対応が含まれており、緊急事態にお</p>	<p>ろでございます。</p> <p>また、委員御指摘の株式会社の日本語学校につきましては、通常と別枠で保証可能なセーフティーネット保証のうち五号の業種としまして四月一日に追加を指定し、資金繰り支援を行つていただけることになります。</p> <p>また、四月七日に決定しました緊急経済対応策においては、融資窓口を拡充する観点から、民間金融機関でも実質無利子無担保の融資を受けられるようにすることとか、また、既往債務の負担を軽減するために、日本政策金融公庫などから既存借入れや民間金融機関からの信用保証つき既往借入れにつきまして、それぞれ実質無利子無担保の融資への借りかえを可能とすることなどを内容とする資金繰り支援策を取りまとめたところがございます。</p> <p>これららの施策によりまして、引き続き事業者の資金繰りをしっかりと支援していくかと思います。ただ、これは、まさに、既存借入れにつきまして、それぞれ実質無利子無担保の融資への借りかえを可能とすることなどを内容とする資金繰り支援策を取りまとめたところがございます。</p> <p>これらの施策によりまして、引き続き事業者の資金繰りをしっかりと支援していくかと思います。ただ、これは、まさに、既存借入れにつきまして、それぞれ実質無利子無担保の融資への借りかえを可能とすることなどを内容とする資金繰り支援策を取りまとめたところがございます。</p> <p>最後、大臣に伺います。</p> <p>法務省告示の日本語教育機関は、令和元年末で七十四機関ある。設置形態はさまざまですけれども、株式会社、有限会社はその約半数になります。したがつて、日本語教育機関はもうことしは生徒が来ないんじゃないかなということを非常に心配をしている。ことしは生徒が来ないとすると、来年の今ごろゼロ人の生徒を迎えるんじやないかといふふうに思つてはいるということと、いかに心配を非常に受けているということとで、こういつた中でどうやって経営として対応するかということ、経産省の方に来ていただきまして、御対応についてお伺いします。</p> <p>○鎌田政府参考人 お答えいたしました。</p>

いて国家や国民がどのような役割を果たすか、憲法にどのように位置づけるか、極めて重く大切な課題と述べましたし、参議院の議運でも、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえつつ、国会の憲法審査会の場で与野党の枠を超えた活発な議論を期待したい、こういうふうに答弁されております。この間の一連のさまざまな発言の中では、最もこれは踏み込んだ発言だというふうに思います。

総理は、この衆参の議運での質疑は、新型コロナ特措法に基づく法律に基づく緊急事態宣言を国会と国民に説明する場であるということを百も承知の上で、あえて自民党が示した四項目という憲法上の緊急事態条項が極めて重く大切な課題であると力を込めたわけあります。

今はまさに、新型コロナの対応に対して、党派の違いを超えて、立場の違いを超えて力を尽くさなければならぬ、まさにそのときに、国民の不安を逆手にとるよう、憲法改定に結びつけていく。これは党利党略のきわみというふうに言わざるを得ません。絶対に許されないと私は思いますが、要するに、そうやって政府、総理を先頭に、緊急事態宣言と緊急事態条項、これを意図的に混同させるといいますか、地続きのものであるかのように描いているという状況が一方である。他方で、やはり新型コロナに対する国民の不安というのは、私の事務所にも連日、本当にさまざまな要請もいただいております。何とかしてほしいという不安がある。だから、その両方のことで、やはり今、冷静に、落ちつい、両者の関係あるいは内容、そして現行憲法の立場について整理しておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

そこで、以下、質問したいと思います。
前提として、内閣府にお聞きしたいんですが、もう基本中の基本ですけれども、要するに、憲法上の緊急事態条項を置くかどうかという話と、今回特措法上の緊急事態宣言とは全く別物であ

る、間違いありませんか。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。

緊急事態宣言につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法に基づきまして、例えれば、都道府県知事が同法四十五条に基づく外出自粛の要請ができる、そういうたったございましたところがござりますけれども、その各条に規定された新型インフルエンザ等緊急対策の特例を講じることができるというものでございまして、御指摘の緊急事態条項とは別のものと考えてございま

す。

○藤野委員 全く違うわけですね。

要は、非常事態、災害とか感染症、戦争、内乱、さまざま非常事態に対してもういうアプローチがあつて、一つは個別法ですね、今回問題になっているインフル特措法とか、あるいは災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、これらは、そうした非常事態に対して個別法でアプローチしようと、そういうやり方であります。もう一つは、憲法を改正して国家緊急権などを創設するという、緊急事態条項というアプローチがあるわけであります。この二つは全く違うわけであります。

そして、現行憲法にはこの緊急事態条項は存在せず、個別法で対応するというアプローチがとられているわけであります。

そこで、なぜ日本国憲法に緊急事態条項がないのか。配付資料の一を見ていたいんです

が、これは有名な国会質疑でありまして、御存じの方も多いと思うんですが、一九四六年、昭和二十一年の七月二日、衆議院帝国憲法改正案委員会

というところの質疑であります。

当時の金森徳次郎大臣が議員の質問、これは、なぜこの憲法改正草案は緊急勅令などの規定を持たないのかという質問に対して、黄色の部分でこ

う答えております。

緊急勅令及び財政上ノ緊急処分ハ、行政当局者ニ取リマシテハ実ニ調法ナモノデアリマス、併シナガラ調法ト云フ裏面ニ於キマシテハ、国民

ノ意思ヲ或ル期間有力ニ無視シ得ル制度デアルト云フコトガ言ヘルノデアリマス、ダカラ便利ヲ尊ブカ或ハ民主政治ノ根本ノ原則ヲ尊重スル力、斯ウ云フ分レ目ニナルノデアリマス、

こういう答弁が七月二日なんですね。

私は、緊急事態条項をめぐる論点といいます

が、焦点といいますか、それを説明する上で、こ

れはなかなか簡単な名答弁だなというふうに思つております。まさにここが分かれ目なんですね、便利を選ぶのか、民主政治の根本原則を選ぶのか。

これに対して、同じ金森大臣は、七月十五日、配付資料の二なんですが、答弁をしております。も、答えを出しております。黄色の部分ですけれども、民主政治ヲ徹底サセテ国民ノ権利ヲ十分擁護致シマス為ニハ、左様ナ場合ノ政府一存ニ於テ行ヒマスル処置ハ、極力之ヲ防止シナケレバナラヌノデアリマス、言葉ヲ非常ト云フコトニ藉リテ、其ノ大イナル途ヲ残シテ置キマスナラ、ドンナニ精緻ナル憲法ヲ定メマシテモ、口実ヲ其処ニ入レテ又破壊セラレル虞絶無トハ断言シ難イト思ヒマス、隨テ此ノ憲法ハ左様ナ非常ナル特例ヲ以テ——謂ハバ行政権ノ自由判断ノ余地ヲ出来ルダケ少クスルヤウニ考ヘタ詫デアリマス、

といふことなんです。

内閣法制局にお聞きしたいんですが、現行憲法は、先ほどの論点でいえば、行政側の便利な事情というよりも、民主政治の根本原理、国民の権利を十分擁護するために民主政治の根本原理を尊重した、だから、緊急事態条項を憲法上むしろ積極的に設けなかつた、そういうことでよろしいですか。

そこで、この第四章をちょっと御紹介しているんです、明治憲法においては、緊急勅令、緊急財政処分、また、いはゆる非常大権制度等緊急の場合に處する途が広くひらけてゐたのである。これが、こういう指摘があります。

明治憲法においては、緊急勅令、緊急財政処分、また、いはゆる非常大権制度等緊急の場合に處する途が広くひらけてゐたのである。これらの制度は行政当局者にとつては極めて便利に出来てをり、それだけ、濫用され易く、議会及び国民の意志を無視して国政が行はれる危険が多分にあつた。すなはち、法律案として議会に提出すれば否決されると予想された場合に、緊急勅令として、政府の独断で事を運ぶやうな事例も、しばく見受けられたのである。

新憲法はあくまでも民主政治の本義に徹し、国会中心主義の建前から、臨時の必要が起れば必ずその都度国会の臨時会を召集し、又は参議院の緊急集会を求めて、立憲的に、万事を措置するの方針をとつてあるのである。

等の規定をなぜ設けなかつたかということを尋ねられました際に、その理由として、先生が引用されました部分を含めて答弁をしたものでございました。

○藤野委員 これは、論点設定もわかりやすいのも非常にわかりやすいんですね。

もう一つ、今のは国会向けの説明なんですが、それだけじゃなくて、国民向けにも、当時の政府は、よりわかりやすく説明するためにいろいろなものをやつてあるんですね。そのうちの一つ、「新憲法の解説」というものを紹介しております。

これは、表紙に、法制局関というのがありますから、これを見ていただきますと、当時の内閣総理大臣の吉田茂さん、担当大臣の金森徳次郎大臣、そして内閣書記官長の林謙治さんが序といふもの寄せているんですね。ちなみに、この林さんというのは、その後、内閣官房長官に就任されております。まさに当時のトップが序文を書いているわけで、事実上、当時の内閣が作成したとて、内閣発行というのもあります。

さらに、これを見ていただきますと、当時の内閣総理大臣の吉田茂さん、担当大臣の金森徳次郎大臣、そして内閣書記官長の林謙治さんが序といふもの寄せているんですね。ちなみに、この林さんというのは、その後、内閣官房長官に就任されております。まさに当時のトップが序文を書いているわけで、事実上、当時の内閣が作成したとて、内閣発行というのもあります。

そこで、この第四章をちょっと御紹介しているんです、

が、こういう指摘があります。

明治憲法においては、緊急勅令、緊急財政処分、また、いはゆる非常大権制度等緊急の場合に處する途が広くひらけてゐたのである。これが、この制度は行政当局者にとつては極めて便利に出来てをり、それだけ、濫用され易く、議会及び国民の意志を無視して国政が行はれる危険が多分にあつた。すなはち、法律案として議会に提出すれば否決されると予想された場合に、緊急勅令として、政府の独断で事を運ぶやうな事例も、しばく見受けられたのである。

新憲法はあくまでも民主政治の本義に徹し、国会中心主義の建前から、臨時の必要が起れば必ずその都度国会の臨時会を召集し、又は参議院の緊急集会を求めて、立憲的に、万事を措置するの方針をとつてあるのである。

こういう説明であります。

内閣法制局にお聞きしますが、現在の内閣法制

局も、これは同じ認識ということによろしいで

しょうか。

○北川政府参考人 先生の御引用されました、法

制局閣となつております「新憲法の解説に記載さ

れております緊急勅令等に係る見解でございます

が、この見解それが自体が当時の内閣法制局の見解

そのものであつたかどうかはちょっと別といたし

まして、御指摘の記載内容につきましては、その

趣旨を理解できるものであります。その旨、平成

二十八年の五月二十七日の衆議院東日本大震災復

興特別委員会におきまして、当時の横畠内閣法制

局長官も答弁いたしております。

○藤野委員 そうなんですね。これは、階委員が

まさに質問されたときに、横畠内閣法制局長官

が、この今私が読み上げさせていただいた部分

は、今日においても十分理解できるものでござい

ますというふうに答弁されております。ですか

ら、これはそういう中身だということになります。

○藤野委員 そうなんですね。これは、階委員が

まさに質問されたときに、横畠内閣法制局長官

が、この今私が読み上げさせていただいた部分

は、今日においても十分理解できるものでござい

ますというふうに答弁されております。ですか

ら、これはそういう中身だということになります。

○藤野委員 これは、例えば経済の問題とか、あ

るいは安保の問題でお答えにならないといいうの

は、所管外といいうのであれば、わからなくもない

ですが、先ほどの申し上げてきたのは、国民の

権利を保障するそれを最大限尊重するのが民主

主義の根本原則だ、だから、緊急事態条項を置か

ないという、こういう論立てなんです。ですか

ら、人権をつかざる法務大臣が、これは所掌

じやありませんなんて、私は言えないと思うんで

すけれども、いかがですか。

○森国務大臣 政府部内において、憲法に関する

一般的な解釈について全面的に責任を負うべき立場

にありますのは内閣とされておりまして、法務大

臣は内閣を代表してお答えする立場にないことを

御理解いただきたいと思います。

○藤野委員いや、理解できないですね。

二〇一六年のときは、河野太郎議員が当時、内

閣府防災担当大臣で、その際は、階委員の質問に

対してお答えになつてゐるんです。現時点においても憲法の解釈として十分理解できるものだと。

だから、やはりそれのお立場はあると思い

ます。ただ、問題は、人権にかかる問題でこう

いう憲法の立場があるわけですから、これについ

て法務大臣が何も言わないというのは、これはお

かしいと思うんですが、いかがですか。

○森国務大臣 河野大臣が答弁した事情について

は私から御答弁することはできないんですけれど

も、いずれにしても、御指摘の法制局長官の答

弁、また、憲法の一般的な解釈に関するものにつ

いて、法務大臣として、所管を離れて、憲法の解

釈について御答弁申し上げることは差し控えさせ

ていただきます。

○藤野委員 本当に、政治家として、こういう方

が法務大臣をやられているということが非常に残

念でなりません。

「新憲法の解説」というものを先ほど読み上げさ

せていただいた中に、要するに、法律案として議

会に提出されれば否決されると予想された場合

に、緊急勅令として、政府の独断で事を運ぶよう

な事例もしばしば見受けられたというのがあるん

です。単なる懸念とかじゃなくて、戦前しばし

ば見受けられたから、それを繰り返さないために

十五条に基づく外出自粛の要請等におきまして

緊急事態条項は置かないという、まさにそういう

経験に基づく日本の憲法の判断なんですね。

実際、大日本帝国憲法には、四つも緊急勅令に

関する条例があります、一つは八条、緊急勅令。

十四条の戒嚴。三十二条の非常大権。そして、七十一条の緊急財政処分。今いわゆる緊急事態

条項と言われるものが四つも形を変え措置され

ていて、そのもとで百本以上、緊急勅令が戦前に

は出されております。

その中には、例えば治安維持法の最高刑を死刑

にするというもの、これは議会で廃案になつた

んです、戦前の議会でさえ廃案になつたん

が、緊急勅令で、死刑が最高刑にされてしまつ

た。

まさに、そういう、しばしば、戦前、人権侵害

が見受けられた、行政による暴走が見受けられた

たが、やはり緊急事態条項をあえて規定していな

い、積極的に規定していない一番の理由なわけで

あります。ここをやはり踏まえていくということ

が、法務大臣としてもどうしても必要になると思

うんですね。

その上でですけれども、ここからは、緊急事態

条項というより、宣言のもとの話を持ちよとお

聞きしたいんですが、緊急事態宣言のもとの私権

制限ということが行われております。行きたいと

ころに行けないと、行きたい集会に行けないと

か、声を上げられないとか、さまざまに制限を伴

うわけですねけれども、これはやはり必要最小限と

いいますか、不当な、こういう自由の侵害はあつ

てはならない、これをまず確認したいんですけど、

そういう御認識でよろしいですね、大臣。国民の

うわけですねけれども、これはやはり必要最小限と

いいますか、不当な、こういう自由の侵害はあつ

てはならない、これをまず確認したいんですけど、

そういう御認識でよろしいですね、大臣。国民の

うわけですねけれども、これはやはり必要最小限と

いいますか、不当な、こういう自由の侵害はあつ

てはならない、これをまず確認したいんですけど、

そういう御認識でよろしいですね、大臣。国民の

うわけですねけれども、これはやはり必要最小限と

いいますか、不当な、こういう自由の侵害はあつ

てはならない、これをまず確認したいんですけど、

そういう御認識でよろしいですね、大臣。国民の

うわけですねけれども、これはやはり必要最小限と

してそのようにお考えですか、こういう質問なん

です。

○森国務大臣 お尋ねの新型インフルエンザ等対

策特別措置法は、法務省の所管ではございません

ので、法務大臣としてその解釈に関する所見を述

べることは適切ではないと考えております。

○藤野委員 ちょっとと、本当に心配になつてきま

した。

ちょっとと具体的に聞きたいんですけど、安

倍総理は七日の衆議院議運の質疑で、警察に要請

して職務質問を活発化させることがあるのかとい

う質問に対し、罰則がないので警察が取り締ま

ることはない、ただ、御協力はさせていただくな

とはあるかもしれない、こう言いました、答弁さ

れました。

先日は、神奈川県の知事が、これはもう相当

何か踏み込んで、警察に頼むんだ、そういうこと

をやつてもらおうんだと明言するような例も出てき

ているんですね。

新聞報道でも、毎日新聞の四月三日はこう報じ

ております。外出自粛をめぐっては一步踏み込ん

だ方策の検討も進む、その一つが、警察官がいわ

ゆる職務質問と同じような形で外出の理由を尋ね

るというようなことも報道されているんですが、

内閣官房にお聞きますが、政府内で、一步踏み

込んだ検討なるものがなされているんでしよう

か。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法といいうこ

とで申し上げますと、法律第五条に基本的人権の

尊重といったものがございまして、例えば、法四

十五条に基づく外出自粛の要請等におきまして

も、国民の権利と自由に制限を加える場合には、

当然ながら、必要最小限にしなければならないと

いう原則のもと、やってございます。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

と同じような形というのがわからないんですね。職務質問というのは、あくまで、警察官職務執行法第二条に基づいて、犯罪のおそれがあるとき、思料されるときには、あくまで、警察官職務執行法に基づいて限定して行われるものであります。他方、緊急事態宣言というのは、特措法に基づいて行われております。犯罪というのは関係ない。

要するに、官房にもう一回お聞きしますが、この特措法のたてつけ上、一歩踏み込んだ方策として警察官に職務質問と同じような形で行動させるということが可能なんですか。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。

特措法は、あくまで、例えば外出自粛の要請につきましては、市民への協力ベースという話でございます。例えば警察官職務執行法第二条第一項で、いわゆる職務質問でございますけれども、いわゆる職務質問ではなく、一般的な声かけをされるというふうに警察庁から聞いてございます。

○藤野委員 だから、できないということですね、法律上。

ただ、何か一般的な声かけとおっしゃるんですが、それなら、ほかの、県の職員とか、別に警察官がやる必要はないわけですね。

何のために特措法はそもそも罰則を設けていないのかというと、もともと、私権制限という、憲法上の権利を制約するからなんですね。だから、それを最小限にしようということで、罰則も設けず、協力ベースというたてつけにしているわけです、法律を。

だったら、今、この宣言を出されたもとでやるべきことは、そもそも外に出なくていいように、先ほども野党の委員から指摘がありましたが、しつかり補償を行つて、仕事へ行かなくていいようにするということをまず根本に置きながら、あとはしつかり別のやり方で対応していくということが、この法律の世界というか、予定されている状況だと私は思うんですね。

それを何か飛び越えて、もう全く飛び越えて、いきなり警察に行くというのは、本当に私は危険

な動きだというふうに思います。厳しく今後も見ていきたいというふうに思います。

そして最後に、検察官の定年延長についてお聞かれは四月六日に日弁連が会長声明を出されまして、それそのものなんです。

これは通告させていたたいてるんですけど、この日弁連の声明は、解釈変更についても、そもそも検察官の独立性というのは、あるいは特殊な定年制度というものは、憲法の基本原則である権力分立に基礎を置くものである、だから、それを変えれば、範囲を大きく逸脱するものであつて、法の支配と権力分立を搖るがすものと言つております。例えは警察官職務執行法第二条第一項で、いわゆる職務質問でございますけれども、いわゆる職務質問ではなく、一般的な声かけをされるといふうに警察庁から聞いてございます。

○藤野委員 大臣にお聞きしますが、このようないいことですが

声名の指摘、どのように受けとめられますか。

○森国務大臣 御指摘の会長声明が出されたことは承知をしております。

検察官は、刑事訴訟法上、唯一の公訴提起機関

であり、その職務執行の公正が直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼすという職責の特殊性があり、準司法的性格を持つていてとされます。そのため、検察官には一般行政官と異なる身分の保障

及び待遇が与えられております。

もつとも、検察官に勤務延長の規定が適用されるものとしても、内閣ないし法務大臣が自由に検察官を罷免したり、検察官に対して身分上の不利益処分を行つたりするものではないため、その身分保障を害するものではないと考えております。

したがつて、今般の解釈変更及び検察序法の改正案は、検察官が準司法的性格を有するとされていることとは矛盾するものではないと考えます。

○藤野委員 いや、私は、大きく矛盾していると

ちよつと確認したいんですが、大臣が現在も同様だとおっしゃったのは、検察官がさまざまに特性を持っている、一齊に退官しないとか、そう

配付資料の四を見ていただきたいんですが、これは先日も御紹介したんですけれども、法務省が出てきた資料であります。公法と同じような規定を設ける必要があるかといふことについて検討した結果を書かれているものであります。

ここにありますように、例えばアのところに、「検察官については、管理監督職勤務上限年齢制」ということなんですが、「検察官につきましては、職務上の段階がなく、降任等が概念し得ないことから、他の一般職の国家公務員に比しては、定年に達した時に退官することとされているため、同時期に一齊に退官することはされていない。さらに、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえて導入する仕組みにおける異動時期は誕生日を基準としていることから、一齊に異動することにもならない」と。

つまり、三つのないと先日言いましたけれども、降任等が概念し得ないということ、同時に一齊に退官しないということ、同時に一齊に異動もしない、だから柔軟な人事が可能で、一番下にありますけれども、それにより公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題が生じることは考えがたいと言つてはいるんですね。考えがたい。もともとこういう検察の特殊性があるから、現在も国家公務員法の八十一條の三の第一項は検察官には適用されていないし、今後も必要ないといふふうに結論づけてはいるわけであります。

大臣にお聞きしたいのですが、私が三月三十一

日に法務委員会で、この特殊性ですね、降任がないとか、一齊にやめないと、一齊に異動しないとか、この状況は昨年十月末から今までに変わつたのかと質問したら、大臣は、現在も同様だと答弁をされました。

ちよつと確認したいんですが、大臣が現在も同様だとおっしゃったのは、検察官がさまざまに特性を持っている、一齊に退官しないとか、そう

いう特殊性は現在も同じだが、別の観点から今回新たな法律をつくったんだ、そういう理解でよろしいですか。

○森国務大臣 はい。法務省においては、御指摘の検討は、昨年十月末ごろの時点でござりますが、退官や異動により補充すべきポストが一齊に提出に至らず、通常国会までの提出までに時間がかかりながらといふことなんですが、「検察官については、職務上の段階がなく、降任等が概念し得ないことから、他の一般職の国家公務員に比しては、定年に達した時に退官することとされているため、同時期に一齊に退官することはされていない。さらに、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえて導入する仕組みにおける異動時期は誕生日を基準としていることから、一齊に異動することにもならない」と。

つまり、三つのないと先日言いましたけれども、降任等が概念し得ないということ、同時に一齊に退官しないということ、同時に一齊に異動もしない、だから柔軟な人事が可能で、一番下にありますけれども、それにより公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題が生じることは考えがたいと言つてはいるんですね。考えがたい。もともとこういう検察の特殊性があるから、現在も国家公務員法の八十一條の三の第一項は検察官の地位の特殊性といふことは憲法の基本原理である権力分立に基づくものであるというふうに、憲法の基本原理といふのがこの日弁連の声明には何回か出てくるんですね。

大臣にお聞きしますが、現在も同様だと言つた

検察官の特殊性といふのは、大臣も、この特殊性は憲法の基本原理に基づくものである、これは、大臣、同じ認識なんでしょうか。

○森国務大臣 憲法の理念に基づくとおつしやつた特殊性といふのは、準司法的性格のことだといふふうに思われますので、それについては、先ほど御説明したとおり、唯一の公訴提起機関であるというところから出ている性格で、それは現在も特殊性があるといふふうに考えております。

○藤野委員 余り細かいことはいいんですが、要するに、検察官の地位の特殊性といふのは、大臣も、憲法の基本原理に基づくものであるといふことであります。

○森国務大臣 憲法によつて定められている、法の、裁判官による、裁判官と行政機関、立法機関の中で、その裁判官が行つてはいる刑事裁判に唯一の公訴提起機関である検察官が重大な影響を及ぼ

すという、そういう意味で、その職責の特殊性がある、准司法的性格を持つてるとされていると理解しております。

○藤野委員 いや、ちょっと聞き方を変えますけれども、要するに、この問題、今回問われているのは、憲法の基本原理に基づく現行制度、これを変えていこうという話なんですね。大臣は、社会経済情勢が大きく変化し、多様化、複雑化し、犯罪の性質も複雑困難化していると言うんですが、そういう漠然としたものが権力分立などの憲法の基本原理よりも優位するというふうに大臣はお考えになつて、別の視点から今回の法案を提出されたということなんですか。

○森國務大臣 檢察官が準司法官的性格を持つてることはそのとおりでございますが、今回の勤務延長の規定が適用されるものとしての検察官の準司法官的性格を害するというふうには考えておりません。

○藤野委員 私が聞いているのは、大臣も一部であれ、憲法の基本原理が検察官の地位の特殊性の土台にあって、基礎にあって、それが、先ほど言つた、大臣が現在も同様と言つた、例えば一齊に退官しないとか、一齊に異動しないとか、そういう身分保障につながつてゐるわけですね。検察省自身が、一般的国家公務員法八十一條の三は適用されないし、今後も必要ないと一旦は結論づけたんです。それを大臣は一部ではあれお認めになつて、ただ、それを、特殊性として、経済情勢などとかいう、そういう一般的なというか漠然としたんです。それを大臣は一部ではあれお認めによよとしているんですね、そういう質問なんですね。

○森國務大臣 先ほどの繰り返しになりますけれども、勤務延長制度を適用されるとしても、検察官に対しても不利益処分を行つたりするものではないため、その身分保障を害するものではありません。

したがつて、今般の解釈変更が検察官が準司法

的性格を有するとされていることと矛盾するものではないと考えております。

○藤野委員 いや、矛盾するんですよ。検察官の準司法的性質が、一齊に退官しないとか一齊に異動しないところに、定年とかそういう身分保障でいえば、反映されているわけです。

○森國務大臣 様々な理由について改めて検討作業を行いました。そのときに、先ほどから申し上げておきますけれども、また別の視点での解釈を行つたわけでございます。

○藤野委員 今、別の視点とおっしゃいましたように、要するに別の視点なんですね。別の法律と考えた方がいいんです。

国家公務員法という束ねでやろうとしているのであれば同じ理念でやるべきであつて、国家公務員法の役割制度などの理念は当てはまらないといふうに法務省自身が結論づけたわけですから、国家公務員法の束ねを解いて、検察官法は検察官法として、別の視点とおっしゃっているのだから、別の法律として提出すべきじゃないですか。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。今般の国家公務員法等の改正の束ね法案でございますが、一般の国家公務員に適用される国家公務員法、それから検察官に適用される検察官法、それから自衛隊員に適用される自衛隊法ということで、いずれもその趣旨、目的は、知識、経験が豊富な高齢期の職員を最大限に活用する点などあるところ、この共通の目的に基づいた国の政策を整合的に行うべきということで、束ねて審議をお願いするところでございます。

○藤野委員 そういうやり方は二重三重に権力分立を破壊するものだということを指摘して、質問を終ります。

○松島委員長 次に、足立康史さん。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

きょうは串田委員にかわりまして質問に立させていただきます。

維新の会は、もう一般質疑は御遠慮させていただいて、できるだけ国会の質疑を合理化していく

く、こういう方針でございますが、きょうの法務委員会は緊急事態宣言が出る前にセツドされてしまいましたので、質問を予定どおりさせていただきたいと思います。

きょうの議運委の理事会で、出席議員削減を正式決定いたしました。これは、かねがね、遠藤国対委員長を始め日本維新の会が、新型コロナで

国民の皆様にさまざまな御無理を要請させていただいてる中で、国会だけがのんべんだらりとやつてたらあかんということで申入れをずっとしてきましたが、ようやく関係会派の御理解をいただいて前に進んだことを歓迎したい

と思います。遅いですが、やらないよりはいいと思います。さて、きょうは、まずちょっと冒頭、総務省それから内閣府、お越しをいただいています。内閣府神田政務官と今井政務官、お世話をになります。

毎度済みません。例の現金給付、三十万の現金給付、心配しています。ちょっと通告、細かいところは入っていないと思いますが、政務官、いつも給付できそうですが、それくらいちょっと。一言いいです。よ。いつもできそうかだけちょっと。それぐらいい詰めていますよね。ちょっと、誰か、もし頭に入つていなかつたら。いや、通告しているんだよ。ぱくっとちよつとしていたから。でも、ちょっと全体のことは割愛して、要是いつごろかということだけ教えてください。済みませんね。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。本当に明確なことになるとなかなか申し上げにくいくらいですが、できるだけ早くとということは我々も肝に銘じておるところでございます。今、自治体側とも、急ぎ届けられるように調整しておりますところという形でございます。

○足立委員 その事務を内閣、政府は総務省に詰めてくれということで、ちょうどきのう、総務省から全国の自治体、都道府県あるいは自治体に通知が出ています。総務省も急に振られてかわいそ

うですけれども、大丈夫ですかね。大丈夫ですか。

○長谷川副大臣 委員におかれましては、総務委員会でいつも御質問い合わせていただいているのに感謝申上げたいと思います。

総務省においては、生活支援臨時給付金を実施するために、四月の七日に、関係省庁の人的協力を得まして、生活支援の臨時給付金の実施本部と申上げたいと思います。

この実施本部の設置いたしました。私もこの実施本部の皆様にもいろいろお話をしましたが、この目的は、もう迅速に、とにかく迅速に、できるだけ早く給付を実施するところにあるということを皆さんそれぞれわきまえておられます。